

令和 6年 2月

笠置町建設産業課

建設工事にかかる最低制限価格の算定基準の公表について

笠置町では、建設工事を発注するにあたり、ダンピング受注防止の観点から最低制限価格を導入しており、最低制限価格の算定基準を以下のとおり、定めています。

1. 最低制限価格について

中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めた低入札価格調査基準モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。

【最低制限価格の算定基準】

(最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデル式)

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(円未満は四捨五入)
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満は四捨五入)
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満は四捨五入)
- ④一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額(円未満は四捨五入)

上記①～④の合計額(1,000円未満切り捨て)+消費税相当額